

答 申 第 3 号

平成30年8月9日

芦屋市長 山 中 健 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長 島 田 茂

「芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例」の一部を改正する条例の制定について（答申）

平成30年7月11日付け芦企情第419号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

第1 諮問内容

個人番号利用事務に市独自利用事務を追加することに伴い、芦屋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（以下「番号条例」という。）の一部を改正する条例の制定について意見を求められたもの。

第2 審査会における審議及び結論

1 実施機関の説明

(1) 個人番号を利用できる範囲

個人番号を利用できる範囲は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項によって規定されており、それ以外の事務に利用しようとするためには、番号法第9条第2項によって条例において規定されていることが求められている。（以下

「独自利用事務」という。)

(2) 特定個人情報の庁内連携（移転）

同一機関内での事務間の情報連携については、番号法第9条第2項に規定されている「利用」の範囲内とされており、各地方公共団体の条例で定めることにより、同一機関内での連携は可能とされている。

今回の条例改正では、別紙資料1のとおり独自利用事務を定め、特定個人情報の移転を行う。

(3) 特定個人情報の庁外連携（提供）

番号法第19条第8号では、条例により独自利用を行う事務に関して、個人情報保護委員会規則で定める要件を満たすものについては、情報提供ネットワークシステムを使用した他の地方公共団体等との情報連携が可能とされている。

今回の条例改正では、別紙資料2の「他機関連携」欄に○印がある連携について、特定個人情報の提供を行う。

これらの独自利用事務を行うことにより、市民が申請時の添付資料として住民票や所得証明書を提出することが不要となる等、コスト削減や事務を簡略化することができる。

2 審査会の結論

審査会は、前記第2の1のとおり実施機関から説明を受け審議を行った結果、この度の番号条例の改正は、住民サービスの向上及び事務の簡略化に資するものであり、番号法そのものの趣旨から外れるものではないと判断した。

したがって番号条例の改正は適切である。

以 上

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成30年7月11日	諮問書の受理
平成30年7月11日	実施機関の説明 第1回審議
平成30年8月9日	第2回審議

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備 考
島田 茂	甲南大学法学部法学科教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科長・学部長	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	